

タルノ故ヲ以テ解雇シタルモノニ非ルコトヲ附言ス

大日本紡績株式会社橋場工場労働爭議ハ右各條項ニ依リ

円満解決セルヲ認ム

昭和二年七月十八日

調停者

小笠原芳次

交野人

黒川十

大日本紡績株式会社

植野保仁

黒川十



(一) 會社ハ従業員ノ待遇改善ニ付テハ會社ノ事情ノ許ス限  
リ誠意ヲ以テ之カ實行ヲ期スルコト

(二) 會社ハ復歸者ニ対シ罷業中ニ於ケル生活状態ヲ考慮シ  
相当ノ手当ヲ支給スルコト

(三) 會社ハ既ニ解雇シタル者以外ニ対シテハ今回ノ爭議ニ関シ解  
雇其ノ他ノ處分ヲ爲サ、ルコト  
尚解雇セル者ノ中、會社ニ於テ適當ナリト認ムル者ニ対シ  
テハ更ニ採用スルコト

(四) 會社ハ解雇者ニ対シ特ニ其ノ事情ヲ斟酌シ金貳万壹千八百  
円ヲ解雇手当トシテ支給スルコト

尚會社カ六月二日附ヲ以テ解雇シタル者ハ労働組合員